


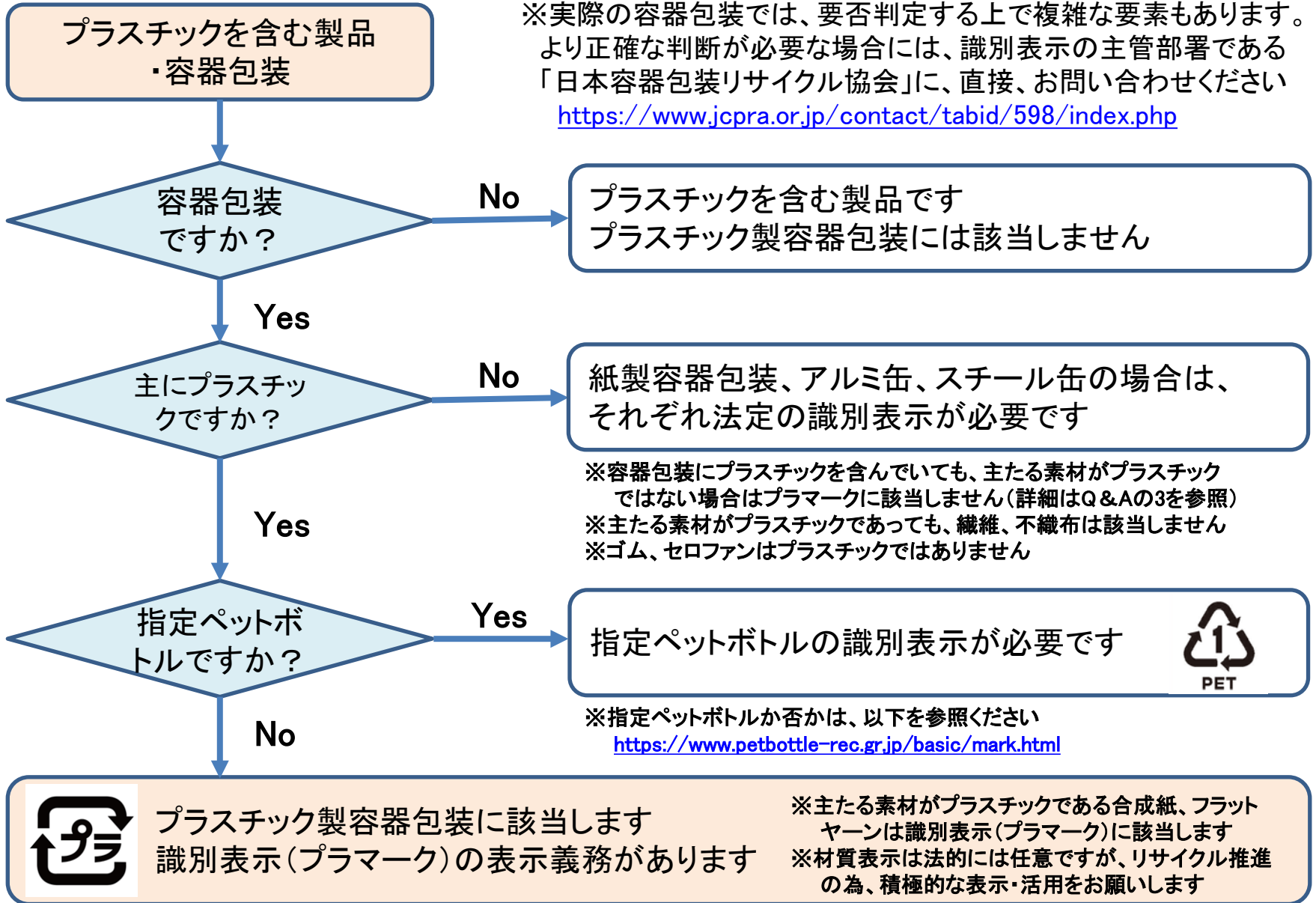

容器包装リサイクル法の説明

製品・容器包装の種別	該当法令、該当マニュアル(業界自主基準)	
プラスチック製品 ※そのものが商品である	家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号) 表示例: ポリエチレン ポリプロピレン ポリエステル系合成繊維など	
プラスチックを含む製品・容器包装 ※そのものが商品ではない	指定ペットボトル	資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号) 表示例:  PET
	指定ペットボトル以外のプラスチック容器包装	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号) 主管部署:: 日本容器包装リサイクル協会 識別表示:  https://www.icpra.or.jp/Portals/0/resource/manufacture/text/seido-r03.pdf プラスチック製容器・包装材質表示方法マニュアル(JIS準拠)(平成12年8月1日制定) 監修: 通商産業省(現 経済産業省) 主管部署: 日本プラスチック工業連盟 材質表示:  PP, PA https://マニュアルをプラ工連HP上で公開予定
自動車	使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)	
大型家庭用電化製品	特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)	
小型家庭用電化製品	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号)	
建設資材	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)	

識別表示(プラマーク) 簡易要否判断フローチャート



※実際の容器包装では、要否判定する上で複雑な要素もあります。より正確な判断が必要な場合には、識別表示の主管部署である「日本容器包装リサイクル協会」に、直接、お問い合わせください
<https://www.jcpra.or.jp/contact/tabid/598/index.php>



※容器包装にプラスチックを含んでいても、主たる素材がプラスチックではない場合はプラマークに該当しません(詳細はQ&Aの3を参照)
 ※主たる素材がプラスチックであっても、繊維、不織布は該当しません
 ※ゴム、セロファンはプラスチックではありません

※指定ペットボトルか否かは、以下を参照ください
<https://www.petbottle-rec.gr.jp/basic/mark.html>

(容器包装リサイクル法対応)

区分	紙製 注1)	プラスチック製 注2)	
	識別表示	識別表示	材質表示
目的	容リ法対象の 容器・包装の明示		容器包装の素材を 材質別に区分認識
対象物	紙製／プラスチック製の 容器包装		プラスチック製の 容器包装
表示方法	識別マーク 		JIS (ISO) に準拠する方法 (例) ポリプロピレン: PP ポリスチレン: PS ポリエチレン: PE
法定	法定 (表示方法: 次表) 資源有効利用促進法の指定表示製品(省令)		自主的表示 (表示方法: 注3) ※産構審容リ小委・報告書により、 識別マークと併せての表示を推奨
表示の事例	 外箱	識別表示 材質表示  PE	ポリエチレン、単一 ポリプロピレン・ナイロン複合(積層) 主: ポリプロピレン  PP, PA
実施時期	平成13年4月1日施行(平成15年4月1日以降 完全実施)		左に準ずる

注1)「段ボール」及び「アルミニウムを使用していない飲料用紙パック」を除く




注2) 指定ペットボトルか否かは、右記のPETボトルリサイクル推進協議会のHPを参照のこと

<https://www.petbottle-rec.gr.jp/basic/mark.html>



注3) 通産省基礎産業局化学課監修、日本プラスチック工業連盟発行の「プラスチック製容器・包装材質表示方法マニュアル」を参照のこと

※「プラスチック製容器・包装材質表示方法マニュアル」をD-4-2で公開しています

表示方法の細部についての合意事項 (1/2)

項目	要件	運用事項
1. 識別表示(プラマーク)	<ul style="list-style-type: none"> デザイン:  大きさ: 印刷 6mm以上 刻印、エンボス 8mm以上 運用: 相似形 	<ul style="list-style-type: none"> デザイン等の見本は、日本プラスチック工業連盟発行の「プラスチック製容器・包装材質表示方法マニュアル」を参照のこと プラマークの精刷りの入手は以下のHPを参照 https://www.pprc.gr.jp/pla-mark/get.html プラスチック容器包装リサイクル推進協議会
2. 無地容器包装への対応	<ul style="list-style-type: none"> 無地の容器包装には、直接の「表示」を省略できる 但し、多重容器包装等の一部である場合は、表示可能な他の容器包装に表示 	<ul style="list-style-type: none"> 無地とは、容器包装の製造段階で刻印、エンボスが可能な成形工程を有さず且つ利用、輸入、販売段階で、印刷、刻印、エンボス、シール、ラベルが施されない、無地の容器包装である
3. 表示スペース等の物理的制約がある容器包装への対応	<ul style="list-style-type: none"> 一定面積以下あるいは、表示が困難な場合は、識別マークを付けなくてもよい 	<ul style="list-style-type: none"> 表示可能面積が50cm^2未満であって、既存の法定表示等があるため、印刷では高さ6mm 刻印、エンボスでは高さ8mmの識別マークが付けられない場合 技術的に印刷、刻印、エンボスができない容器包装
4. 多重容器包装への対応	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる個々の容器包装ごとに識別マークを付ける 但し、一定面積以下の容器包装、無地の容器包装については、上記2及び3の対応を準用する 	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、紙製の外箱に、プラスチックの個包装がなされている多重包装では、下図のような付け方となる (図)   <p style="text-align: center;"> 外箱 個包装 </p>

表示方法の細部についての合意事項 (2/2)


項目	要件	運用事項
5. 社名、ブランド名等が印刷された包装への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、包装1枚につき1箇所以上識別マークを表示するものとする ・但し、1枚当たりの面積$1,300\text{cm}^2$以下の包装については省略できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・1枚当たり$1,300\text{cm}^2$以下の包装についても、技術的に容易であるので、極力、識別マークを付す事が望ましい
6. 輸入品への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、表示を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入販売事業者自らが容器包装の素材、構造、デザイン、印刷等の仕様に関し指示できる場合、もしくは商品の容器包装に日本語表示がある場合を指す
7. 材質表示、その表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製の容器包装については、識別表示と併せてそのプラスチックの材質表示を行うことを推奨する ・材質表示は、原則としてJIS(ISO)に準拠する方法を推奨する ・単一材質と複合材質・複合素材を区別できる表示方法を推奨する 	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製の容器包装の材質表示は、JIS K 6899-1: 2015が定める樹脂略語と記号を用いて表示する ・複合材質、複合素材においても主要構成材料を含む2つ以上の記号を並べて表示し、且つ主要構成材料の記号には下線を付す <p>識別マークに付帯して表示する場合の例： ポリエチレン、単体 ポリプロピレン・ナイロン複合材質 (主がポリプロピレン)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>PE</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>PP, PA</p> </div> </div>

単一樹脂で単一構成の場合

材質(樹脂)名	樹脂略語*	表示例
アクリロニトリル-ブタジエン-スチレン樹脂	ABS	 PE
エチレン-酢酸ビニル樹脂	EVAC	
エチレン-ビニルアルコール樹脂	EVOH	
ポリアミド樹脂	PA	
ポリカーボネート樹脂	PC	
ポリブチレンテレフタレート樹脂	PBT	
ポリエチレン樹脂	PE	
ポリエチレンテレフタレート樹脂	PET	
ポリメチルペンテン樹脂	PMP	
ポリプロピレン樹脂	PP	
ポリスチレン樹脂	PS	
ポリ塩化ビニル樹脂	PVC	
ポリ塩化ビニリデン樹脂	PVDC	
スチレン-アクリロニトリル樹脂	SAN	

* 識別表示と離して材質表示を記載する際は、上記の樹脂略号を > < で挟んで、例えば >PE< のように記載することも制度上は可能であるが、一般的には上記の表示例を推奨している

“複合材質”と“複合素材”の場合

	複合材質または複合素材(例) *	表示方法(例) ★
①	主たる材質がポリエチレンで、エチレン酢酸ビニル樹脂との複合材質	①の場合  <u>PE</u> , EVAC ②の場合 ③の場合 ④の場合 ⑤の場合 ⑥の場合 ⑦の場合 <u>EVAC</u> , P, PET <u>PP</u> , M, PET <u>PET</u> , PA, EVAC <u>PP</u> , T <u>PP</u> , EVOH <u>PE</u> , PET, PVDC, PA
②	主たる材質がエチレン酢酸ビニル樹脂で、紙、ポリエチレンテレフタレートとの複合素材	
③	主たる材質はポリプロピレンで、アルミ箔、ポリエチレンテレフタレートとの複合素材	
④	主たる材質はポリエチレンテレフタレートで、ポリアミド、エチレン酢酸ビニル樹脂との複合材質	
⑤	主たる材質はポリプロピレンで、タルクとの複合素材	
⑥	主たる材質はポリプロピレンで、エチレンビニルアルコール樹脂との複合材質	
⑦	主たる材質はポリエチレンで、ポリエチレンテレフタレート、ポリ塩化ビニリデン、ポリアミドとの複合材質	

* ①複数の材質の内、主たる(最大重量の)材質の略語は必ず記号列の先頭に書いて下線を付すこと

* ②複合材質、複合素材という用語は「材質表示方法マニュアル」3頁に示した定義によるもので、JISなどの用語とは定義が異なる

★③構成する材質の内、少なくとも二種類の材質(略語、記号)を並べ、カンマ(,)で区切って表示すること

★④識別表示と離して材質表示を記載する際は、上記の樹脂略語を > < で挟んで、例えば >PE< のように記載することも制度上は可能であるが、一般的には上記の表示例を推奨している

プラスチック製容器包装の表示に関するQ&A (1/4)

1. 識別表示（プラマーク）に関する件(1/2)



		内容（質問／回答）
1	質問	どんな物に識別表示（プラマーク）を表示する必要がありますか？
	回答	<p>その物が製品ではないプラスチック製の容器包装であって、指定ペットボトルを除く一般消費者向け製品の容器包装が対象となります。事業規模、販売規模による識別表示の免除規定はありません。また輸入品に関しても国内で流通、販売する場合は表示義務があります。ただし景品や見本サンプル等は表示対象外で、また完全に特定業者にのみ限定して販売するもの（いわゆるB to Bの製品の容器包装）は表示対象外となります。（但し、いわゆる業務用スーパー向け等で、一般消費者も購入や消費するものに対しては表示対象となります）</p> <p>以下のリンク先もご参考いただけたらと思います。</p> <p>https://www.jcpa.or.jp/Portals/0/resource/manufacture/text/seido-r03.pdf 日本容器包装リサイクル協会 HP</p> <p>https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/02/faq/faq1.html 経済産業省 HP</p> <p>また実際の容器包装では、該非判定する上で複雑な要素もあります。より正確な判断が必要な場合には、識別表示の主管部署である「日本容器包装リサイクル協会」に、直接、お問い合わせいただけたらと思います。</p> <p>https://www.jcpa.or.jp/contact/tabid/598/index.php 日本容器包装リサイクル協会 HP</p>
2	質問	プラスチックと紙や金属箔を積層した複合材料を用いた容器包装は識別表示（プラマーク）に該当しますか？また充填材、強化材、可塑剤などの他の素材をブレンドした複合材料を用いた場合にも該当しますか？
	回答	<p>積層した複合材料がプラスチックが主たる構成材料である場合は、識別表示（プラマーク）に該当します。また充填材、強化材、可塑剤などの他の素材をブレンドした複合材料でもプラスチックが主たる構成材料である場合は、識別表示（プラマーク）に該当します。主たる構成材料か否かは、各構成材料の重量比で比較します。容積比ではありません。</p>

プラスチック製容器包装の表示に関するQ&A (2/4)


1. 識別表示（プラマーク）に関する件(2/2)

		内容（質問／回答）
3	質問	<p>以下の容器包装には、識別表示（プラマーク）を表示する義務がありますか？</p> <p>(1) 重量比でポリプロピレン49%、紙51%</p> <p>(2) 重量比でポリエチレン30%、ポリエチレンテレフタレート (PET) 30%、アルミ箔40%</p> <p>(3) 重量比でポリエチレン40%、紙30%、タルク30%</p> <p>(4) 容量比でポリプロピレン55%、石灰石粉末45%</p>
	回答	<p>(1) 主たる素材が紙ですので「紙の識別表示」をする義務があります。</p> <p>(2) ポリエチレンとポリエチレンテレフタレートの合計が重量比で60%ですので、識別表示（プラマーク）の表示義務があります。</p> <p>(3) 主たる素材がプラスチックですので、識別表示（プラマーク）の表示義務があります。</p> <p>(4) 重量比で比較してください。重量比で石灰石粉末が過半あれば識別表示義務はありません。</p>
4	質問	<p>繊維、不織布、ゴム、セロファンは識別表示（プラマーク）に該当しますか？</p>
	回答	<p>繊維、不織布、ゴム、セロファンは識別表示（プラマーク）に該当しません。またゴムの仲間と考えられるエラストマー、熱可塑性ゴムも該当しません。</p>
5	質問	<p>合成紙、フラットヤーンを用いた容器包装は識別表示（プラマーク）に該当しますか？</p>
	回答	<p>主たる構成材料がプラスチックであれば、合成紙やフラットヤーンは該当します。</p>
6	質問	<p>識別表示で部位名が記載されている事例がありますが、部位名は表示義務がありますか？</p>
	回答	<p>識別表示は原則として部位ごとに表示し、この場合には部位名は必須ではありません。製品使用後に一括して廃棄されると考えられる場合、識別表示の一括表示が可能です。例えば、洗剤ボトルのボトルとキャップ等の組み合わせでは、右記のような表記で、ボトル部分に1カ所の記載で一括することができます。</p>



プラスチック製容器包装の表示に関するQ&A (3/4)

2. 材質表示に関する件(1/2)

		内容（質問／回答）
7	質問	識別表示（プラマーク）に付随しての材質表示には、法的な表示義務がありますか？
	回答	<p>識別表示（プラマーク）は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」により法的に表示が義務化されておりますが、材質表示については「プラスチック製容器・包装材質表示方法マニュアル(JIS準拠)」により業界として定めた自主基準となります。材質表示には法的な表示義務はありませんが、分別することで資源として再利用しやすいプラスチックの特徴を生かすためにも、材質表示の積極的な表示・活用をお願いいたします。</p> <p>※「プラスチック製容器・包装材質表示方法マニュアル」をD-4-2で公開しています</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p>} 識別表示 (法的義務)</p> <p>} 材質表示 (自主的取組)</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">PE, PP</p>
8	質問	プラスチックが単一素材である場合の材質表示を教えてください
	回答	<p>プラスチック製の容器包装の材質表示は、JIS K 6899-1: 2015が定める樹脂略語と記号を用いて表記してください。活字書体、サイズは特に定められていませんが、実用的に識別できる活字サイズでお願いします。樹脂略号と記号はアルファベットの大文字を使用し、全角か半角かは特に決めていません。具体的な事例は本資料のページ7をご覧ください。なお精刷り等が必要な場合は、プラスチック容器包装リサイクル推進協議会が作成した識別マークと樹脂略号の標準的な寸法図も入手できます。 https://www.pprc.gr.jp/pla-mark/get.html</p>
9	質問	プラスチックが複合材質、複合素材である場合の材質表示を教えてください
	回答	<p>最大使用重量のプラスチック種を一番左に記載し下線を書きます。2番目以降の素材はカンマで区切って記載してください。2番目以降の材質、素材の記載順は定めておりませんので、使用重量順に厳密に記載する必要は特にありません。なお他素材表記の例としては、金属はM、紙はP、タルク充填剤はTとなります。JIS K 6899-2: 2015を基本としています。具体的な事例は本資料のページ8をご覧ください。</p>

プラスチック製容器包装の表示に関するQ&A (4/4)

2. 材質表示に関する件 (2/2)

		内容 (質問/回答)
10	質問	プラスチック製製品で複合材料とはどのようなものでしょうか？
	回答	フィルム状、シート状の材料で、材質の異なる複数の層で構成されており、かつ分離不可能なものが該当します。JISの規定では他の素材、例えば紙や金属箔との積層品は含みませんので、プラスチックだけで構成されプラスチックの種類が異なるものが該当します。
11	質問	プラスチック製製品で複合製品とはどのようなものでしょうか？
	回答	JISの規定では、「1)プラスチック製品で複数の樹脂製部品を組み合わせたもので、分離できないもの、2)プラスチック製品で樹脂部品と異なる材質(金属、ゴムなど)の部品の組み合わせたもので、分離できないもの」となっています。構成材料の一つが他の材質(紙、金属箔など)でも構いませんが、それが最大重量であれば、それはプラスチック製品ではありません。
12	質問	複合材料や複合製品の層間の接着剤、金属蒸着膜、塗料膜、印刷インキ膜などは、材質表示の対象に該当しますか？
	回答	使用量が微量なので上記の素材は材質表示の対象になりません。これは国際的にも共通の認識となっています。容器包装のモノマテリアル化の推進等でアルミ蒸着膜やシリカ蒸着膜等が用いられることがあります。材質表示では記載が不要となります。一方、アルミ箔のような金属箔はマイクロメートル単位での厚みがありますので材質表示対象となり、Mでの表記となります。

以上